

令和5年度定期監査及び備品監査の 監査結果に関する報告書

1 監査範囲の概要

(1) 監査の種類

- (イ) 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査・備品監査
- (ロ) 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査
- (ハ) 錦町監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第3号）の監査

(2) 監査等の対象

(イ) 会 計

- 錦町一般会計
- 錦町国民健康保険特別会計
- 錦町介護保険特別会計
- 錦町後期高齢者医療特別会計
- 錦町下水道特別会計
- 錦町水道事業会計

(ロ) 財政援助団体

- 錦町商工会
- 錦町社会福祉協議会(社会福祉事業会計・公益事業会計)

(ハ) 備 品

- 令和5年度は庁舎2階担当課が管理する備品

(ニ) 業 務

- 予算経理業務
- 令和5年度の主要な施策等

(ホ) 監査の期間

- 定期監査：令和5年10月18日から30日までのうちの4日間（10/18・10/19・10/23・10/30）
- 備品監査：令和5年10月30日の1日間

(ヘ) 監査実施場所

- 錦町役場監査室

(ト) 主眼及び着眼点

令和 5 年度上半期における各会計の定期監査は財務に関する事務の執行、経営に関する事業管理及び備品の管理が適正且つ合理的に行われているかについて実施した。また、職員に関する時間外勤務状況（上半期）については、振替休暇等の実施状況についても確認した。

(3) 要求資料等

1. 令和 4 年度定期監査における指摘事項と是正状況
2. 令和 5 年度の主要な施策または事業の取り組み（ポイント）の説明
3. 令和 5 年度（4 月～9 月）における個人別時間外勤務の状況

2 監査基準

地方自治法第 199 条第 1 項から同条第 3 項の規定並びに錦町監査委員監査基準に則り実施した。

3 監査の方法

各会計別の歳入歳出現計内訳表及び財政支援団体に対して歳入歳出現計内訳表の提示を求め、執行率 25%以下及び要求資料に基づき関係書類を調査するとともに関係職員から説明を求め、令和 5 年度執行の事務事業が関係法令に基づき適正に執行されているか中間検査した。

また、各課独自で令和 5 年度の主要な施策または事業の取り組み並びに進捗状況の説明を求めた。

なお、全課共通項目として令和 5 年度上半期（4 月～9 月）における各課職員の時間外勤務状況等について調査した。

◎全課共通

・令和 5 年度（4 月～9 月）における個人別時間外勤務の状況について各課別添提出資料に基づき説明を求めた。要求資料及び説明において勤務を要しない日（週休日）において、政府の働き方改革における基本的な基準である週休日における振替休日の原則が徹底されていない課及び係があることが判明したことから時間外勤務における適正な取り扱いを行うよう指導した。

また、上記に加え個々に同課及び係に配置された勤務年数も記載させたことにより、在職年数に伴う習熟度による時間外勤務時間の低減に繋がっておらず、毎月同時間数程度の時間外勤務の命令理由等について説明を求めたが明確な説明がなされない状況もある事から、他方では特定の職員による給与を除く第二の生活給（手当）となっていないか？住民への説明に苦慮する点となり、疑念を抱かせる事態も生じかねない状況である。このことから益々時間外命令における管理職の責務の重要性が問われ、また、人員配置の見直し等の検討

が必要とすることは言うまでもない。

予算の執行状況の確認として執行率 25%以下について確認を行ったが、契約事務及び支出負担行為未執行の課が確認された。このことについては、各課の責任者として管理職である課長の定期的な執行率管理をお願いしたい。また、執行率管理においては、本町においては支出額での執行率の内訳表となっており、システム上の事ではあるが、システム更新の折には、支出負担行為後の執行率も出せるよう改善を求めたい。

◎総務課

行政係においては、職員研修の状況について全職員を対象とした各課業務の紹介講座が開催され若年層の職員において有意義な講座となった旨の報告、個別研修においては、これまでで 37 人の受講完了報告、選挙状況については、前回選挙投票率に比べ 6.62%下がった報告、自治体情報システム標準化・共通化における進捗状況の報告、求償の経過については、園田耕輔氏に対する令和 5 年 9 月 30 日現在で債権額 76,189,429 円（直近回収日 R3.6.17）に対する催告書送付が令和 5 年 6 月 1 日に送付されている報告がなされ、引き続き債権が失効しないよう催告書送付の徹底及び遅延損害金が膨らむことから粘り強く努力されるよう回収をお願いしたい。

消防交通係においては、くま川鉄道の復旧計画の報告、高齢者安全運転装置の補助・同運転免許証返納者・乗合タクシー補助の状況については、乗合タクシーについては、上半期で 139 人増の 1,458 人となっており、1 割程度の伸びを示しており、イオン錦店への要望が多くあることなどから更なる高齢化率の上昇に伴う同事業の周知・促進と利用者の利便性を図る努力をお願いする。防災関係においては、防災訓練スケジュールの報告がなされ訓練に対しては消防団員等に事故の無いよう取り組まれるようお願いしたい。

◎企画観光課

令和 4 年度定期監査における指摘事項と是正状況については、「松根油乾溜作業所跡は発掘調査を終え、5 基のうち 4 基を埋め戻し、残る 1 号釜に覆屋を掛け観光資源として露出展示される。資料館と離れた場所（距離約 2 km）にあり、同館を訪れた観光客をどのように誘導するかが課題となると思われるので良案を見出し一帯の活性化を期待したい。」との指摘に対し、令和 4 年度中に松根油乾溜作業所の整備を終えたこと、また、松根油乾溜作業所跡は全国で錦町にしか現存していないなど、本遺構のように戦争遺構で発掘調査を経て、保存整備、活用する事例は極めて少なく先駆的な事例であるとの報告がなされた。

資料館と同館（距離約 2 km）を訪れた観光客の誘導問題については、令和 5 年 7 月以前は資料館入館に加え、魚雷調整場のガイドツアーで 800 円、兵舎壕、作戦室・無線室をオプションとして 500 円の加算で案内していた。4 月～6 月で松根油乾溜作業所跡ガイドのロールプレイングを実施しガイド受け入れ態勢を整え、7 月から松根油乾溜作業所跡ガイドを開始した。開始するにあたり、既存ガイドメニューを改め、資料館入館と魚雷調整場のガイドツアーをベーシックプラン（800 円）とし、ベーシックプランに兵舎壕、作戦室・無線室を加えたものをスタンダードプラン（1,500 円）スタンダードプランに松根油乾溜作業所跡を加えたものをプレミアムプラン（2,000 円）として販売、7 月以降の利用状況は、ベーシッ

クプラン 4,160 人、スタンダードプラン 1,519 人、プレミアムプラン 548 人となっており、ベーシックプラン他、売り上げが令和 4 年度 7 月～9 月 259,100 円に対し、1,303,240 円と約 5 倍となっている。資料館から約 2 km 離れているという立地条件から来館者の分散にもつながりウィズコロナの誘客施策と親和性もあり、今後の誘致施策として注力したいとの報告があり、誘客についてはニーズの変化にいち早く取り組まれている努力が伺われるが、これらの施設は錦町の観光のランドマーク的存在であることからして、今後 TSMC 関係者（インバウンドを含む）の誘客等についても注力され、交流人口の増加に取り組まれない。

また、令和 5 年度の主な取り組み状況については、プレミアム付商品券事業（商工会補助事業）、コミュニティ助成事業（宝くじ助成金）においては、備品購入事業として 5 分館上井手ノ口支援センター（200 万円）、21 分館高原公民館（150 万円）の報告、人吉海軍航空基地資料館指定管理として令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間の指定管理契約（一般社団法人錦まち観光協会）、年間 2,600 万円、総額 1 億 3,000 万円で契約した。同資料館の教育旅行受入状況（令和 5 年 10 月 11 日現在）19 校・845 人（予約 7 校 361 人含む）。なお、令和 4 年度実績では 13 校・982 人の受け入れとなっている。デジタル田園都市国家構想交付事業では、コンパクト SDG s スタディ事業として令和 5 年度～7 年度 3 か年事業により 16,478 千円で一般社団法人錦まち観光協会に委託契約し、SDG s を核とした新たな教育プログラムの開発、選ばれる教育行政コンテンツ事業、高付加価値ガイド強化事業、DX を用いた「ひみつ基地ミュージアム」認知事業において資料館での平和教育に合わせ、令和 5 年度から稼働開始する木質バイオマス発電所（テス・エンジニアリング）及び食肉解体事業所（ゼンカイミート）と連携し、それぞれのコンテンツによる SDG s を学べる体制を整えるとともに教育旅行の受け入れ先として構築する旨の報告があった。今後においては、平和教育及び SDG s も付加した教育旅行の一環として更なる周知活動及び誘客推進に努力されるよう期待したい。

空がつなぐまち・ひと・しごと推進協議会事業（令和 5 年度～7 年度の 3 か年事業）2,486 千円については、一般社団法人錦まち観光協会に委託し、サイクルツーリズムの促進、インバウンド誘客の促進、戦後 80 年企画展の資料収集・準備、特産品の開発及び海軍ゆかりの市町村である兵庫県姫路市、加西市、大分県宇佐市、鹿児島県鹿屋市との 4 市 1 町連携による事業、また、人吉球磨観光地域づくり協議会事業（令和 5 年度～6 年度の 2 か年事業）については、負担金 6,774 千円を人吉球磨観光地域づくり協議会に支払う旨の報告を受けた。

ロアツ熊本「火の国もりあげタイ！」事業については、4 月 26 日ロアツ熊本の選手による表敬訪問、また、10 月 22 日には錦町タウンデー（応援バスツアー）が、えがお健康スタジアムで実施され、錦町の特産物販売など地元の PR に貢献したとの報告、公園管理として蔵城公園排水対策工事、錦くらんど公園法面階段撤去及び芝張復旧（修繕）業務の報告、ふるさと納税事業については、令和 5 年 10 月からの総務省による規定改正等により、主力返礼品であったサントリー緑茶飲料「伊右衛門」及び JA くまの「球磨茶プリン」、「球磨茶」が掲載不可となった。特に「伊右衛門」は、ふるさと納税寄付金の 5 割程にあたる約 2 億円を占めていたことから令和 5 年度からの寄付金受入額に大きな影響を及ぼすことは必至である。また、10 月から多くの自治体が返礼品の値上げに踏み切ることが予想されたため、

値上げ前に寄付をするという寄付者感情の高まりを受け9月の受け入れ額が例年の12月並みの寄付額となった。「伊右衛門」に代わる返礼品として肉、フルーツに注力し、錦町サテライトオフィスに入居した、ふるさと納税委託業者であるレッドホースコーポレーションと協力しながら返礼品開発に努めたいとの説明を受け、寄付者のニーズに沿った商品開発を納税委託業者に協力を求め、一般的な肉、フルーツに希少性や由来及び体験等の付加価値を付けた商品開発に期待する。

その他、企業版ふるさと納税事業及び全世帯商品券配布事業についての進捗状況について説明を受けた。

錦町にゆかりがある方や興味がある方などが集い「東京にしき会・熊本にしき会」を昨年度企画されるも、コロナ感染拡大防止のため延期されていたが、本年7月29日に熊本にしき会を実施され、18名の参加があったとの報告を受けた。

◎税務課

町税の調定額は、9月末現在で1,365,559千円、前年度1,334,608千円であり、30,951千円増である。要因としては、町民税特別徴収額（給与所得対象者）及び法人町民税の増である。しかし、法人町民税については、企業の前年度納付実績に伴う予定納税のため、年度末でないと実額は把握できないところである。徴収率については、前年度同月比で1.94%増であり、引き続き徴収率向上に努められたい。滞納繰越分徴収率については、前年度同月比△0.26%であり、住民に不公平感を抱かせないように、徴収率向上と適正な滞納処分に努められたい。

◎住民福祉課

マイナンバーカードの交付状況は、9月末時点で8,469人、交付率82.37%という状況にある。人吉球磨管内では5位であるが、県全体での順位は7位であり、交付率は上位にある。これは毎月第2日曜日と第4木曜日に時間外の受付を実施される等、努力の成果と思われる。

町民の生活支援のため、「電気ガス食料品等物価高騰緊急支援交付金事業」では1世帯当たり30千円を928件、27,840千円を給付した。

「子育て支援生活支援特別給付金事業」では子ども1人当たり50千円を200人に対し、10,000千円を給付する他、子宝祝い金は37件で6,550千円。出産・子育て応援給付金は62件で3,100千円を給付するなどソフト事業により経済的支援を実施。ハード面では、一武こども園、木上ひかり保育園の改築工事等を実施するなど少子化対策・子育て支援に注力されている。

クリーンプラザへの前期ごみ搬入状況及び(有)サンキョー社へ委託している生ごみ回収状況は次表のとおりとなっている。

クリーンプラザへのごみ搬入状況（前期比）

【単位：t・％】

種 類	R5	R4	増 減	増減率
可燃ごみ	1,161	1,208	△47	△4%
不燃ごみ	64	70	△6	△9%
資源物	27	32	△5	△16%
粗大ごみ	23	25	△2	△8%
プラ容器	10	12	△2	△17%

ごみの量は可燃ごみ、不燃物ともに減少傾向にある。資源物・粗大ごみ・プラスチック容器は昨年度に引き続き減少している。

(有)サンキョー生ごみ回収（前期比）

【単位：t・％】

種 類	R5	R4	増 減	増減率
生ごみ	55	47	8	17%

生ごみは、約 17%の増加がみられる。

いずれも年度前期の状況であり、年間の実績としては、ごみの搬出が増加する年末の状況が大きく影響するものと思われる。令和 4 年度決算意見書に記しているように清掃総務費決算額は町民 1 人当たり約 16,000 円を要しており、引き続き、ごみの減量化に努められるようお願いしたい。

◎保険政策課

例年、本町医療費の三大疾病と言える慢性腎不全・糖尿病・高血圧症が相変わらず上位を占めていたが、今年度の現況では、骨折が 3 番目、うつ病が 4 番目になっている。骨折については、要因追及を早急にされたい。うつ病については、近年 4 番目の位置にあり、長期にわたる療養が必要な疾病であるので、メンタルヘルスの対策強化を図る必要があり、対策を求める。

また、国民健康保険 8 月診療分において、療養給付費が前月比約 30,000 千円増加しており、要因は、入院件数増ということであるが、具体的な要因追及を求める。

介護給付費全般については予算どおりに推移しているが、介護予防給付費対象者である要支援 1、2 が増加傾向にある。高齢者の生活機能低下防止のための一般介護予防事業及び包括的支援事業の検証と充実強化が必要である。

◎健康増進課

今年度の新型コロナワクチン接種は、オミクロン株対応 2 価ワクチンとして、5 月から実施の「春開始接種」と XBB 株対応ワクチンとして 9 月から実施の「秋開始接種」の二つに分けて実施となっている。9 月末時点で春開始分は 2,272 人、秋開始分は 115 人が接種済みとなっている。いずれもこれまで同様、町内医療機関等の協力を得ながら、国県の指針に従い円滑に実施されている。5 類に移行したものの油断できない状況であることから、引き続き、感染予防と重症化を防ぐため、引き続き接種体制の確保に努められたい。

保健予防事業では、食生活改善推進協議会作成の「減塩白だしレシピ集」による高血圧予防を始めとする健康意識高揚のための啓発活動を実施。母子保健事業では、乳幼児健診時の

「歯の教室」、乳児へのフッ化物塗布、保育園・こども園、小中学校でのフッ化物洗口を始めとする「むし歯対策事業」などの他、子育て世代包括支援センターでは、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士が一体となって妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に応じた伴走型相談支援事業を実施している。健康増進事業では、基本健診や各種検診等への取り組みはもとより中学 3 年生を対象とした生活習慣病予防検診も実施するなど、若年期からの健康への意識付けをされている。また「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」により、フレイル予防や健康寿命の延伸を図られているとともに、介護保険料の抑制にも繋がっている。今後も町民の健康づくりのため尽力されたい。

◎教育振興課

令和 5 年度からの取り組みとして、小学校入学時 2 万円、中学校入学時 3 万円を支給する小中学校入学祝金支給事業を実施。対象者は小学生 93 人、中学生は 115 人で計 531 万円を支給した。また、修学旅行補助事業では必要経費の半額を助成。対象者は小学 6 年生 104 人、中学 2 年生 97 人に計約 480 万円を支給予定としている。さらに、経済的な理由等を問わず学習機会の確保ができるよう実施した錦未来塾事業では、今年度は英語検定受験対策として対象を中学生に限定して実施し 103 人が受講。その他、継続事業として就学援助事業、奨学金貸与事業等を始めとする各種補助事業も実施しており、少子化対策・子育て支援の拡充が図られている。しかしながら、自転車保険加入補助事業については、補助の打ち切りを含めた制度の見直しの動きもあるため保護者の理解が得られるよう努められたい。

教育環境整備の面では、今後、小中学校 4 校の LED 化事業や ICT 機器更新時期を迎えることから、国庫補助制度等を活用し計画的に進められたい。

地域学校協働推進事業が本格稼働となり、教育委員会内に 1 人配置された活動推進員を中心に、フッ化物洗口、丸付け、読み聞かせなどを担う学校支援ボランティアを派遣している。児童生徒が地域活動への参加を通して地域理解を深めるとともに故郷錦町への愛着心を育てる目的も担っていることから、事業の継続はもとより、さらなる充実を図られたい。

令和 4 年度の指摘事項にあったウィズコロナにおける各種行事の進め方については、新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行したことから、分館対抗ソフトボール大会・バレーボール大会・グラウンドゴルフ大会、町民体育祭を実施している。11 月には「にしきセミナー」も開催が予定されている等、コロナ前に戻りつつあり、町民の親睦と融和を図る意味でも喜ばしいことである。

社会教育施設整備計画については、青年会館・図書館の改築を検討中であるとのことだが、シルバー人材センターや商工会等の他団体も入居できるような場所を含めた複合施設としての整備を検討されたい。勤労者体育センターは老朽化に伴い大規模な修繕が必要であることから、避難所としての機能を有する施設となるよう改修改築工事を進められたい。

◎地域整備課

補助金、交付金を活用して実施する事業として通学路安全対策事業や道路メンテナンス事業、地域生活圏のアクセス向上のための道路整備事業、災害関連事業等があり、特に通学路安全対策事業に関しては住民の要望も強いことから、着実に計画的に進められたい。また、

その他町単独事業として、側溝改修や舗装復旧等があり工事の本数も多く、特定の職員の負担にならないよう、職員の業務継承を含めた人材育成（特に専門知識の継承）に努め、業務のバランスを考慮した業務配分を望む。

町営住宅については、老朽化が進んでいるものも多く見受けられ、毎年、修繕などに多額の経費を要している状況を鑑み、空き室については、用途廃止・取り壊しも視野に入れ、ランニングコストの削減を図るとともに、戸建てについては積極的な払い下げも含め検討され、令和 13 年度目標 202 戸に向け努力されたい。特に本町においては民間によるアパート提供の供給過多状況に鑑み、再検討の必要性があると思われる。

水道事業については、水道施設監視システムの取り換え修繕や配水管布設工事を実施している。暮らしに欠かすことができない安心安全な水道水の供給を望む。

下水道特別会計が令和 6 年度から公営企業会計に移行するため、各種システム導入事業を実施している。円滑に移行できるよう遺漏なく準備されたい。

なお、令和 4 年度定期監査の指摘事項に対する是正状況等の報告については次のとおりである。

- ① 町道狩政線の用地取得（1 筆）の早期解決については、令和 5 年 3 月に契約が完了し、令和 6 年度第 1 四半期に事業完了予定。
 - ② 平野線（平良工区）の用地取得（1 筆）の早期解決については、令和 5 年 9 月に契約が完了し、令和 6 年度の事業完了予定。
 - ③ 水無川橋の早期架橋については、出水期の施工が不可能であることから、完了は令和 7 年 1 月の予定。
- ①～③の項目については、いずれも引き続き、滞りない事務執行に努められたい。

◎農業委員会

主に農地集積率と遊休農地解消の状況について内容聴取を行った。

農地集積は、国の目標「令和 11 年度 80%」に対し、本町は令和 4 年度末 61.6%という状況であったが、現在 9h a の集積が済み、62.1%という状況である。ただ、集積を担う認定農業者や大規模農家が減少気味にあり気がかりなところである。なお、遊休農地は昨年度に引き続き調査中であるとの報告があった。

◎農林振興課

令和 5 年度負担金補助及び交付金の支出状況調書、米作付状況、各作物販売実績及び令和 5 年度の主な事業の取り組み状況等について説明を受けた。

令和 5 年度産米作付状況については、令和 4 年度実績 443.8ha に対し、33.9ha 減の 409.9ha の見込みであり、多くは新規需要米である WCS 用稲が前年度比較で 21.2ha 増となっており、主食用米から新規需要米への転換が進む傾向を示している。また、熊本県における令和 5 年産水稻の作柄表示地帯別 10a 当たり予測収量については、熊本県で 512 kg 作況指数が 100（10 月 25 日現在では 102）となっており、県南では 495 kg 作況指数 98 と予想されている。

共販販売実績状況（梨、桃、栗、イチゴ、プリンスメロン、ホームランメロン、アンデス

メロン、たばこ、茶、夏秋なす及びズッキーニ)によれば、数量、単価及び金額で前年度対比のいずれも伸びが高かったのはズッキーニとなっており、数量で前年度対比 116%、単価で 111.8%、金額で 129.5%となっているとの報告を受け今後の生産等に期待したい。

◎錦町商工会

令和 4 年度の町からの補助金は 12,590,718 円で、内訳は運営補助として 4,839,192 円、商品券事業補助として 5,829,225 円、秋フェス事業補助として 922,301 円、リノベーション事業補助として 1,000,000 円となっている。

運営費では、地域総合振興事業費用を主として人件費・青年部及び女性部活動費等へ充当されている。

商品券事業補助は、令和 4 年 10 月にプレミアム付商品（プレミアム率 10%）を発行し、5,000 冊を販売した。使用状況については、地域店 49.20%、広域店 16.41%、工業関係 34.39%となった。全体の換金率は 99.68%となっており、当事業の目的として掲げられている「個人消費と購買意欲の喚起による地域経済の活性化」が図られたと解する。

秋フェス事業補助は、コロナ感染症拡大防止により実施できなかったふるさと祭りの代替として 11 月 5 日・6 日の 2 日間にわたり役場前広場で実施したイベント「行くばい 食うばい 楽しむばい 秋フェス in にしき」に対する事業補助で、飲食店、衣料、鉢花、アクセサリー等 34 店舗の出店に加え大抽選会、射的などもあり、3 年間もの間、中止されていたふるさと祭りの代替としての役割を十分に果たせたものと思う。

リノベーション事業補助は、各集落の商店街を明るくし、美化することで商店街のイメージを保つことを目的に設置された街路灯の LED 化事業で、これまで 81 基のうち 26 基を自主財源にて交換してきており、55 基が未交換となっていた。令和 4 年度は県補助金を活用し、28 基を交換。未交換は 27 基のみとなった。今後においても、景観形成と防犯面からも大きな効果が期待できることから、補助金等を積極的に活用され、本事業については速やかな対応を望む。

◎社会福祉協議会

当協議会は、社会福祉事業及び公益事業（温泉センター）の 2 事業に対し 21,999 千円の補助金を受けて福祉事業を行っている。

錦町総合福祉センターは、平成 2 年 4 月開館以来 33 年経過し空調用配管の老朽化による漏水等がっており、本年度は漏水箇所のトレーニング室とロビーに空調機器の更新が予定されている。同センターは、災害時の避難場所となっていることから、施設全体の空調機器更新については計画的に実施されたい。

公益事業（温泉センター）へは町補助金 4,000 千円が交付されている。温泉の利用料収入が 2,766 千円で、予算額 7,215 千円に対し 38.3%となっている。上期で約 4 割程度なので、今後冬場にかけて利用拡大に努められたい。

また、当協議会は地域福祉の担い手でもあることから、超高齢社会での高齢者の日常生活支援として、錦町ボランティア支援事業と連携した取り組みを検討される等、新たな自主財源の確保につながる努力を求める。

◎切手受払簿と管理の状況

全課各係の受払簿の残高と切手の残りを確認した結果、適正に管理され、異状を認めなかった。

◎備品監査

庁舎2階関係を実施

適正に管理されていたものの、1,300円の電源ケーブル（延長コード）や3,800円の計算機等も備品台帳に登載されているものもあった。このことは財務規則の一部改正（H30.11.22）により、取得価格が2万円以上のものを備品とすると定義されていることからすれば、消耗品として管理できるものは、備品台帳から除外する等の対応を求める。

また、これまで最善の管理法として帳簿の備品台帳が存在してきたかと思われるが、将来的に紙媒体からデータによる管理へと移行し、財務会計システムと連携した備品管理台帳を構築されるよう求める。

◎外郭団体の金銭出納帳及び預金通帳検査（監査）

次に掲げる組織の口座通帳検査（監査）を行った結果、異状は認めなかった。

関係課	通帳名義
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者等協議会錦支部 ・錦町暴力追放協議会 会長 市田 昇 ・交通安全協会錦支部 ・自衛隊錦町家族会 ・川辺川ダム建設促進協議会 事務局 深水 英雄
企画観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・錦町ゴルフ大会実行委員会 ・錦町情報技術推進協議会
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・錦町健康推進員協議会 会長 平 恵美
農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・錦町中山間活動組織 代表者 森 充弘 ・西地区集落協定 代表者 森 充弘 ・一武地区集落協定 代表者 田浦 孝利 ・人吉、錦南部農道整備促進期成会 会長 森本 完一
教育振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・錦町人権教育推進協議会 ・青少年育成協議会 ・丸目蔵人剣道大会 ・錦町体育協会